

情報ネットワーク伝播権保護に関する 指導意見

2011年8月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

情報ネットワーク伝播権保護に関する指導意見（試行）

第一条

著作物（実演、録音録画製品を含む。以下同じ）のネットワーク伝播秩序を規範化し、権利者の合法的権益を擁護し、著作権資源の情報共有化を促進するために、「中華人民共和国著作権法」、「情報ネットワーク伝播権保護条例」などの法律・法規に基づき、本意見を制定する。

第二条

ネットワークサービス提供者は、著作権法と関連法律・法規を真剣に守り、ネットワークというプラットフォームを通して、著作権法律・法規と関連政策を積極的に宣伝し、あらゆる権利侵害海賊行為を自主的にボイコットし、インターネット産業の健全な発展を促進しなければならない。

第三条

サービス提供先に情報メモリ領域を提供するネットワークサービス提供者は、情報共有化プラットフォームのホームページの目立つところにおいて、授權されていない他人の著作物をアップロードしてはならないとサービス提供先に注意しなければならない。

著作権の保護期間内にある著作物については、法律に別途規定がある場合を除き、いずれも授權を得て始めて使用可能とする。

第四条

サービス提供先に情報メモリ領域を提供するネットワークサービス提供者は、サービス提供先の氏名（名称）、ネットワークアドレスなどの登録情報を有効に記録しなければならない。記録されたサービス提供先の情報については、調査に備えて一年間保存しなければならない。

サービス提供先に情報メモリ領域を提供するネットワークサービス提供者が実名登録制度を導入することを奨励する。

第五条

サービス提供先に情報メモリ領域を提供するネットワークサービス提供者は、許可を得ずに何度も他人の著作物をアップロードするサービス提供先に対して、その行為を制止しなければならない。制止しても効果がない場合には、サービスを止め、版權行政法執行部門に通報しなければならない。

第六条

サービス提供先に情報メモリ領域を提供するネットワークサービス提供者は、合理的な注意義務を履行し、必要な技術的措置を取り、授權されていない下記の著作物のアップロードを効果的に防止しなければならない。

- （一） 映画、テレビ・ドラマ及びその他の専門的に制作した長い映像著作物
- （二） 出版、著作権マークと再版カタログを記載している著作物
- （三） スポーツ試合、演芸公演などテレビ又はネットワークによる生中継番組

- (四) 一般公衆が熟知している著名作者、制作者の著作物又は知名度が割りに高い著作物
- (五) 放送や販売においてヒット中のその他の著作物

第七条

サービス提供先に情報メモリ領域を提供するネットワークサービス提供者は、効果的な技術的措置を取り、ユーザーによる下記著作物のアップロードを制止しなければならない。

- (一) 権利者の通知に従って既に削除された、同一のユーザーからアップロードされた同一の著作物
- (二) 著作権行政部門が指定したウェブサイトで声明が公表された著作物

ネットワークサービス提供者と権利者組織とが予防体制を構築し、指紋、透かし模様、DNA などの自動的識別技術を採用して、授権なき他人の著作物のアップロード行為を制止することを奨励する。

第八条

サービス提供先に検索、リンクサービスを提供するネットワークサービス提供者は、効果的な技術的措置を取り、権利者の通知に従ってすでにそのリンクが切られた同一リンク先の同一著作物へのユーザーによるリンクを制止しなければならない。

第九条

サービス提供先に情報メモリ領域又は検索、リンクサービスを提供するネットワークサービス提供者は、通知を受理する専門的な機構を指定しなければならないが、権利者がオンライン方式及び電子メール、書簡などの方式を通して提出した、「情報ネットワーク伝播権保護条例」第 14 条の規定に合致する通知について、適時に受理し、かつ下記の要求に従って権利侵害内容を削除し、リンクを切断する義務を履行しなければならない。

(一) 権利者から通知を受取った後、直ちに関連する権利侵害情報を削除し、又はリンクを切断する。権利者による一回の通知に係る件数が比較的によく、又はその他の比較的複雑な状況があり、適時に削除し又は切断することが難しい場合には、24 時間以内に削除し又は切断しなければならないが、24 時間を超えても削除又は切断していない場合には、権利者に書面による説明をしなければならない。

(二) スポーツ試合、演芸公演などテレビ又はネットワークによる生中継番組を削除し又は切断するよう権利者から通知を受けた場合、権利者から通知を受取った後、直ちに関連する権利侵害情報を削除し、又はリンクを切断しなければならない。比較的複雑な状況があり、適時に削除し又は切断することが難しい場合には、1 時間以内に削除し又は切断しなければならないが、1 時間を超えても削除し又は切断していない場合には、権利者に書面による説明をしなければならない。

ネットワークサービス提供者が権利者及びその組織、特にテレビ、ネットワーク生中継番組の権利者のためにファストトラックを提供し、適宜な形で権利侵害内容の削除に参加できるようにそれらに授権することを奨励する。

第十条

権利者が著作物の著作権情報について、ネットワークサービス提供者と社会公衆に

よる検索に供するために、著作権行政部門が指定したウェブサイトで声明を公表することを奨励する。

第十一条

著作権使用者が授権を希望する著作物の需要情報を、著作権行政部門が指定したウェブサイトで公表して、権利者による著作権の引き取りや使用権授与のために便利なルートを提供することを奨励する。

第十二条

ネットワークサービス提供者は、著作権行政部門による日常的監督管理、法規教育及び法執行検査などの業務に積極的に協力しなければならない。

第十三条

権利者が権利を侵害された場合、自己保護の権利を積極的に行使し、「通知」方式又はその他の法的救済ルートを活用して、自身の合法的権益を主張・擁護することを奨励する。

第十四条

本意見は、2011年8月1日から施行する。